

議案第49号

市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定により、令和6年10月31日をもって市の特定の事務を取り扱わせる次の郵便局の指定を取り消すことについて、同項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

指定を取り消す郵便局の名称

立江郵便局

赤石郵便局

坂野郵便局

和田島郵便局

令和6年6月10日提出

小松島市長 中山俊雄